

## ベトナム進出でよくある課題の整理

### I. はじめに

ベトナムは急速な経済発展を続けており、2023年の実質 GDP 成長率は 5.05%となった。現地市場の成長性や安価な労働力、優秀な人材等を背景に、多くの日系企業がベトナム市場へ進出している。2019年のJETRO調査によると、進出企業の業種別内訳では、製造業が約半数を占めており、規模別にみても約52%が中小企業である。一方で、ベトナムのビジネス環境は日本とは異なるため、日本でのビジネスモデルをそのままベトナムに当てはめることは難しく、ベトナム進出時には以下のような困難に直面することが多い。

- 情報収集の難しさ
- 法規定の課題
- 現地企業とのコミュニケーション
- 市場変化のスピード

本レポートにおいては、今後ベトナム進出を検討している企業が、事前に認識しておくべき課題について整理する。

### II. 情報収集の難しさ

ベトナムは、全体的に統計データが少なく、またあったとしても精度が低いことがある。ベトナムでは政府統計機関として国内公的統計データを取扱う統計総局（GSO）、海外直接投資に関するデータを取扱う計画投資省がある。その一方で、業界団体の未整備や活動停滞などにより、各業態の動向や統計を掴むことが難しく、近年、ベトナム政府もその整備に乗り出している。

また、ベトナム現地に市場が存在しない（ニーズが顕在化していない）ため、統計データが確認できないこともある。例えば製造業において、自社が販売したい商品がそもそもベトナムで全く使用されていない場合もある。この場合、販売したい商品に関するベトナム市場での様々なデータ（市場規模や業界動向等）が存在しないことも考えられる。

### III. 法規定の課題

ベトナムの不透明な法規制に関しても、多くの日系企業が課題を感じている。日本の場合、業界を管轄する政府機関や業界団体によって、様々な規定や基準がガイドラインのような形でまとめられていることが多い。そのため、各事業者はガイドラインを参照することによって、基準に沿った業務を実施することができる。一方で、ベトナムにも各規定や基準は存在するものの、業界団体等によるガイドラインの取りまとめは少なく、詳細な法体系を調査することが困難である。

また、ベトナム進出手続きを行う計画投資局や輸出入を管理する税関総局などによる、行政への申請や手続きの煩雑さへの対応も課題となっている。成立した法律の対象は国内全州市であっても、実務や運用に関しては省市により異なる場合があったり、同一省市の行政組織であっても、担当者により判断するため、運用が異なるケースも見られる。かつては各地方で許認可の厳密さが異なることが多かったことを背景に、近年特に不動産分野において、一旦承認された案件が、後日

の監査で違反として指摘される事例が散見される。

さらに、ベトナムでは業種により外資規制が存在する。「政令 31/2021/ND-CP の付属文書 1」によって、外国投資家の参入が禁止される事業分野や、参入に条件がある事業分野が規定されており、業種によっては出資比率等での制限を受ける場合がある。

その上で、行政に提出する資料類も多く、その準備や行政当局による承認が得られるまでに、多くの時間と労力を費やさざるを得ない状況も発生する。このような行政手続きの煩雑さをベトナムに進出する上での課題と感じている日系企業も多い。

#### IV. 現地企業とのコミュニケーション

ベトナム進出において、ベトナム現地企業の買収や、販路確保での協力関係を構築することも多い。その際、ベトナム現地企業とのやり取りが必要となる。近年は、若い世代を中心に英語が話せる人材が増加しており、ベトナム企業の一般担当者とは英語でコミュニケーションを取ることができる場合も多い一方で、重要な役職に就いている中年層以上には、英語話者がそれ程多くはない。コミュニケーションの問題で、交渉に時間を要する場合もある。

また、商習慣もベトナムと日本で大きく異なる。特にベトナム企業を買収、出資する際には十分に監査をし、解決方法・落としどころを協議する必要があるため、事前に十分なコミュニケーションを取る必要がある。

#### V. 市場変化のスピード

急速な経済発展が続くベトナムでは市場環境の変化が激しい。日本のように成熟した国では産業構造や業界構造が確立しており、法整備も進んでいるため、社会の変化にも限度がある。既得権益の関係も固定的である。一方で、ベトナムは市場の環境変化が非常に早い。ベトナムでは法規定や制度も未熟な部分が残っており、法規定も頻繁に改正される。ベトナムの業界構造も著しく変わり、企業プレーヤーの入れ替わりも激しい。

例えば、デジタルの分野においては、「リープフロッグ型」と呼ばれる発展を遂げる分野もある。リープフロッグとは「蛙の一足飛び」を意味しており、新興国において既存のインフラが整備されていないため、先進国が進んできた技術発展の道程を飛び越えて、一気に拡大することである。ベトナムで「リープフロッグ型」の発展を遂げた分野の代表例が、電子決済である。ベトナム財務省によると、2021年時点でベトナム消費者の84%が電子決済を経験している。ベトナムで人気の電子決済アプリである Viettel Pay, MoMo, AirPay などは保険の購入・支払い、公共料金、電話代、インターネット・電気・水道料金、学費、飛行機チケットなど包括的な支払いサービスを提供している。また、それらのアプリは、Lazada, Tiki などの大手 EC サイトとも連携している。

そのため、ベトナム市場に進出する際は、事前に現地市場の動向を入手するとともに、現地市場の変化のスピードも念頭に、今後の事業展開を検討する必要がある。

#### VI. さいごに

本レポートでは、ベトナム進出における課題を整理した。上述のとおり、ベトナム現地市場の動向

を正確に情報収集し、複雑な法規定に対応し、現地企業とコミュニケーションを取りながら事業展開を進めることは、多くの日系企業にとって容易ではない。そこで、ベトナム現地にネットワークをもち、ベトナム市場に関する多くの知見を有するベトナム進出コンサルタントを活用することも、一つの方法として考えられる。ベトナム市場調査をサービスとして提供する市場調査会社やコンサルティング会社は多く存在しており、ベトナム市場調査の経験やノウハウ、過去の実績、現地事情への精通、現地ネットワークを加味して、適切な相談先を検討することも、ベトナム進出を成功させるために必要なことである。

## VII. 参考文献

ベトナム進出の基礎解説 | 日本企業が海外ビジネスを成功させるコツ

<https://vietbiz.jp/vietnam-business/>

ベトナムのデジタル経済・DX 市場動向の考察と将来予測

<https://vietbiz.jp/digital-economics/>

2019 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/962bd5486c455256/20191121.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/962bd5486c455256/20191121.pdf)

Thanh tra Chính phủ 'điểm mặt' 19 dự án có vi phạm ở Hưng Yên

<https://tuoitre.vn/thanh-tra-chinh-phu-diem-mat-19-du-an-co-vi-pham-o-hung-yen-20240227224258245.htm>

Công nghệ mới thúc đẩy Việt Nam tiến gần tới một xã hội không tiền mặt

[https://www.mof.gov.vn/webcenter/portal/btcvn/pages\\_r/l/tin-bo-tai-chinh?dDocName=MOFUCM207837](https://www.mof.gov.vn/webcenter/portal/btcvn/pages_r/l/tin-bo-tai-chinh?dDocName=MOFUCM207837)

### ※令和5年度岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク

<<日本国内デスク（ONE-VALUE 株式会社内）>>

【所在地】東京都江東区亀戸 2-44-5 TOWA イマス亀戸ビル 6F

HP: <https://onevalue.jp/>

<<ベトナム/ハノイ現地デスク(ONE-VALUE ベトナム支社内)>>

【所在地】14F, Viet A Building, No.09 Duy Tan, Cau Giay, Hanoi, Vietnam

以上